

第三者所有モデル太陽光発電導入支援事業費補助金 募集要領

1 趣旨

この要領は、第三者所有モデル太陽光発電導入支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第16の規定に基づき、必要な事項を定める。

2 補助事業

この補助金の補助事業は、次の各号に掲げる手法により、県内の事務所又は事業所に対して、自家消費型太陽光発電設備（出力50kW以上）及び蓄電池の導入を行う事業とする。ただし、オフサイトPPAによる導入の場合は、蓄電池の導入を任意とする。

- (1) PPAモデル（※）
- (2) ファイナンスリース

※太陽光発電設備等の所有者である補助事業者が、需要家の施設等に太陽光発電設備等を当該補助事業者の費用により設置し、所有・維持管理をした上で、当該太陽光発電設備等から発電された電力を当該需要家に供給する契約方式を指す。

3 補助事業者

この補助金の補助事業者は、PPAモデル・ファイナンスリースにより、自家消費型太陽光発電設備（出力50kW以上）及び蓄電池の導入を行う事業者であり、次の各号に掲げる要件を満たしていること。

- (1) 法人その他団体（市町村及び一部事務組合を除く。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当するものでないこと。
- (3) 第三者所有モデル太陽光発電導入支援事業費補助金交付要綱施行時から同要綱第4に係る交付申請書提出までの間に、宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）に掲げる資格制限の要件に該当するものでないこと。
- (4) 全ての県税に未納がないこと。
- (5) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当するものでないこと。

※ 補助対象事業者は、PPA事業者及びリース事業者になります。自家消費型太陽光発電設備（出力50kW以上）又は蓄電池を導入される需要家は、補助申請出来ませんので、ご注意願います。

4 補助対象経費

区分	内容
設計費	事業の実施に直接必要な機械装置の設計費
設備費	事業の実施に直接必要な機械装置及びこれらに附帯する設備費
工事費	事業の実施に直接必要な工事費
その他経費	事業を行うために直接必要なその他経費

5 補助額等

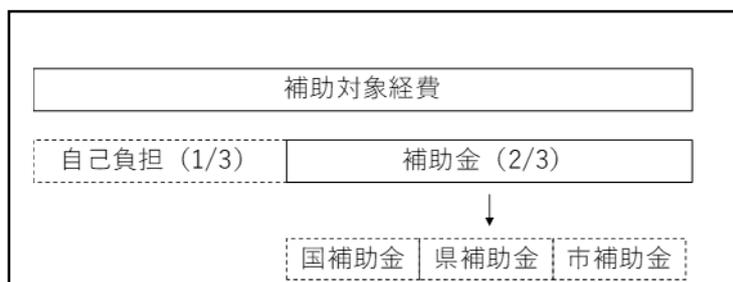
(1) 補助額

太陽光発電設備 (※) : 出力に1kWあたり5万円を乗じて得た額
蓄電池 : 容量に1kWhあたり6万円を乗じて得た額

※ 各系列における太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値を、それぞれ合計した値とする。

[参考] 国又は市町村など他の補助金を併用する場合の取り扱い

・各補助対象設備について、国又は市町村など他の補助金の補助対象経費が県の補助対象経費と同一の場合、「補助対象経費に係る全ての補助対象経費の2/3を超えることは不可」とします。



(2) 補助限度額

1,500万円(太陽光発電設備と蓄電池を合わせた補助限度額)

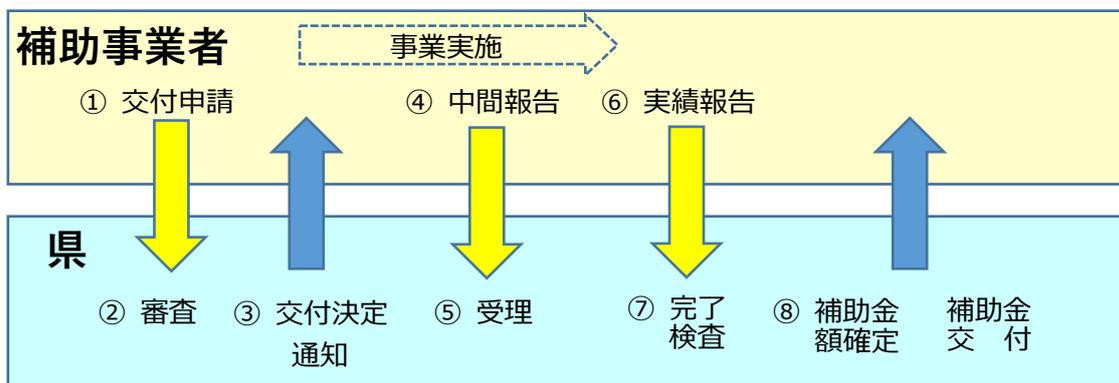
6 事業費の根拠となる参考見積書について

○参考見積書については以下のとおり取り扱う。

- ・交付申請時に有効な見積書であること。
- ・補助対象経費と補助対象外経費が明確に判別できる見積明細を取得すること。
- ・見積額が一定金額を超える設備等の場合は、県が見積書を発行した者に対して見積内容の確認等を行う場合があること。

7 事務手続きの流れ

補助事業に係る手続きの流れは次のとおりです。



(1) 補助事業の開始

補助事業者は、原則、県から交付決定を受けた後に、補助事業の開始(例:工事契約締結、PPA・ファイナンスリース契約締結)が可能となります。

(2) 実績報告及び額の確定

補助事業完了後は、実績報告書を下記の期日のいずれか早い日までに提出してください。

県は、補助事業者から実績報告書の提出を受けた後、書類検査及び現地検査を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知します。

実績報告書の提出	
①事業完了後30日を経過した日まで	
②補助金の交付の決定のあった日の属する会計年度の2月末日まで	

(3) 補助金の交付

補助金の交付は、補助金の額の確定後となります。

8 審査項目

次の審査項目について、書類審査により選定します。

区分		内容
事業計画の内容	環境負荷低減	1 二酸化炭素排出削減量が多いか。
		2 電力使用量に占める太陽光利用率の割合は高いか(電力自給率が高いか)。
	費用効率性	3 二酸化炭素排出削減量に対して、事業費用の割合は低い(1t-CO2当たりの事業費用は低い)か。
	事業の具体性	4 補助事業の内容について具体性があり、かつ効果的に補助事業の目的を達成できると認められるか。
	課題解決	5 補助事業を行うことによって補助対象事業者の課題解決に寄与するか。
	先導性・モデル性	6 PPA・ファイナンスリースによる導入が促進される先導性・モデル性を有しているか。
	防災機能強化	7 蓄電池、自立運転機能付きパワーコンディショナーなどの設置により、防災機能強化に資する取組が提案されているか。
事業スケジュール		8 実績報告の期日までに無理なく確実に事業を遂行できるスケジュールとなっているか。

9 財産処分

補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分(補助金の交付の目的に反して、譲渡、廃棄などの処分)しようとするときは、あらかじめ宮城県知事の承認を受ける必要があります。

PPA・ファイナンスリース契約終了後に、需要家に対して補助対象設備の譲渡を行う場合には、その旨を申請時の事業計画書に記載してください。

また、譲渡を受けた者は、財産処分制限期間中、譲渡を受けた補助対象設備を本補助事業の目的に沿って継続して使用する必要がありますので、契約締結時にその旨を需要家に対して説明してください。

なお、財産処分制限期間経過後に当該太陽光発電設備等の廃棄を行う場合には、その時点の所有者の責任において適切に廃棄すること。

10 募集期間等

- ・募集期間
令和6年4月1日（月）から令和6年5月31日（金）まで。
- ・提出先 〒980-8570
宮城県仙台市青葉区本町3-8-1
宮城県環境生活部環境政策課 省エネ・再エネ推進班
- ・提出方法 持参又は郵送（令和6年5月31日（金） 17:00必着）

11 申請書提出先・問い合わせ先

- ・宮城県環境生活部環境政策課 省エネ・再エネ推進班
- ・電話／FAX：022-211-2664／022-211-2669
- ・メール：kankyoss@pref.miyagi.lg.jp